

議会運営委員会

令和2年8月25日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	横田 敏文	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員 奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和2年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、6月15日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、8月31日（月）から9月25日（金）までの26日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和2年第3回斑鳩町議会定例会は、8月31日（月）から9月25日（金）までの会期26日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。8月17日に9月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の内容が変更されたとお聞きしております。面巻総務部長に出席していただいておりますので、説明をお願いいたします。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。令和2年8月17日に議員懇談会資料として配布させていただきました資料6の「斑鳩町立学校教育用情報通信端末購入」につきまして、契約金額に変更が生じたことから、この場をお借りいたしま

して、その内容をご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料6修正をご覧いただけますでしょうか。変更をお願いいたします内容は、「4の契約金額」でございます。この変更は、教育用情報通信端末の調達については、奈良県域GIGAスクール構想推進協議会が実施するプロポーザルでの共同調達に参加し、斑鳩町では、パソコン1台あたり設定費用等込みの調達価格、税込み50,000円を予定しておりました。プロポーザルの結果、本体価格44,990円、設定費用等5,005円の合計49,995円となり、この金額をもとに調達を進めておりましたが、各市町村では、本体価格45,000円、設定費用等5,000円で枠組みを設定していたことから、設定費用等が5円超過する結果となり、協議会と契約候補者の間で価格交渉を行った結果、設定費用等を税抜き10円減額することで合意いたしました。この結果、契約金額が26,103円減額することから、契約金額について1億1,863万8,135円を、1億1,861万2,032円とするものでございます。

以上が、斑鳩町立学校教育用情報通信端末購入についての変更内容となっております。なにとぞご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、資料6については確認しておきます。

次に、付議予定議案等の取扱いについて、事務局から連絡がありますので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。事務局より1点ご相談がございます。

9月議会において、「斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」が議案第30号として上程される予定です。お手元にお配りしております資料の「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の議案について」をご覧ください。資料1をご覧ください。

地方自治法が改正され、町長等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができるようになりました。資料の本文7行目の「2」をご覧ください。地方自治法では、「2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」と定められております。この規定について確認いたしましたところ、監査委員への意見聴取は、当該議案が議会に上程された後に行わなければならない。また、議案の質疑は、監査委員の意見を踏まえて行わなければならないとのことです。このことから、通常通りの斑鳩町の議会日程では、議案上程と総括質疑のあいだに、監査委員の意見聴取をする暇がないことから、議長や監査委員の方々とご相談させていただき、資料の枠内に記載しております日程で行ってはいかがかと考えております。

まず、議会初日に他の議案と同様に議案を上程し、その後、議長が当該議案を議題とされたとき、総括質疑を後日行う旨の宣告をしていただきます。初日散会后に、議長から監査委員に公文書で意見聴取の依頼をします。これを受けて、監査委員より、議長あてに監査委員回答を公文書で送付されます。この監査委員回答の写しを全議員に配布いたします。一般質問1日目、9月3日の冒頭に、当該議案の総括質疑、委員会付託を行います。確認事項として資料下段に記載しておりますが、8月31日には、「議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」の総括質疑、委員会付託は行いません。また、8月31日の議事日程、9月3日の議事日程、両方に「議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」を掲載する予定です。

以上、議案第30号にかかる監査委員の意見聴取にかかる議事日程についてご相談させていただきます。委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

委員長

ただいま、議案第30号にかかる監査委員の意見聴取にかかる議事日程について事務局から説明がありましたが、これについて質疑、ご意見があればお受けいたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時07分 休憩)

(午前9時09分 再開)

委員長

再開いたします。

質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、議案第30号にかかる監査委員の意見聴取にかかる議事日程については、議会初日は総括質疑を行わず、散会后、監査委員の意見聴取を行い、その回答を全議員に配布したうえで、9月3日の一般質問の冒頭に、議案第30号の総括質疑と委員会付託を行う日程とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます

それでは、付議予定議案等の取扱いについては、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたしまして、次に、通常でしたら、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けておりますが、今回、建設水道常任委員会につきましては、審査すべき事項がないということで開催されませんでしたので、建設水道常任委員会の委員長報告はございません。日程3から日程4で、閉会中の厚生常任委員会、総務常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程5. 議案第30号 斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、総務常任委員会に付託。なお、総括質疑と委員会付託

は、この議案のみ9月3日に行います。日程6．議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程7．議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程8．議案第33号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程9．議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程10．議案第35号 令和2年度斑鳩町立学校教育用情報通信端末の取得については、総務常任委員会に付託。日程11．議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についても、総務常任委員会に付託。日程12．議案第37号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、厚生常任委員会に付託。日程13．議案第38号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についても、厚生常任委員会に付託。日程14．議案第39号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、厚生常任委員会に付託。日程15．議案第40号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）については、建設水道常任委員会に付託。日程16．議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び日程18．認定第2号 令和元年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、から日程23．認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程16．議案第41号、及び日程18．認定第2号から日程23．認定第7号までの7議案については、決算審査特別委員会を設置し、付託いたします。なお、この決算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところでございますが、本会議初日に7議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の決算審査特別委員会を設置することについて会

議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことといたします。

次に、日程17. 承認第12号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）は、専決処分に係る承認案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。次に、日程24. 同意第18号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。次に、日程25. 同意第19号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについても、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。次に、日程26. 報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）、日程27. 報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）、日程28. 報告第17号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告については、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする承認第12号、同意第18号、同意第19号について、討論の有無は初日の全員協議会で確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

ここで、事務局より、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

議会事務局より、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。

6月議会において、さまざまな感染症予防対策を講じてまいりましたが、8月に入っても、町内で新たに新型コロナウイルス感染症の感染者が発生するなど、予断を許さない状況が続いております。このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染症対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、6月議会と同様の対応、つまり議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉を開放し、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかをご協議いただきたいと思いますと考えております。

2点目でございます。本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。6月議会と同様に、会議時間短縮のために令和2年9月議会についても、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、9月議会も同様に行うかご協議をお願いいたします。

3点目、決算審査特別委員会が9月8日から10日に予定されておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、冒頭つまり監査委員報告から歳入全般までと、表決の時の出席理事者を最小限にさせていただければと考えております。これらのことにつきまして、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。以上です。

委員長

ただいま、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から説明がありましたが、これについて質疑、ご意見があればお受けいたし

ます。 木澤委員。

木澤委員 おおむね局長から提案いただいた方法でいいと思うんです。今回と前回と町長の総括提案説明ですね、新型コロナウイルスの、ということで、対応ということで一部省略となっておりますけども、まったく同じ文書、文書でそもそも提出していただいているんで、今後についても省略、本会議場での朗読の省略ということも、すぐじゃなくてかまへんと思うんですけども、検討していつてはどうかと思いますので。文書出てなかったら、そりゃ説明していただく必要あると思いますけど、もうまったく同じ内容で文書を出していただいていますんで、あえて本会議場で朗読する必要あるのかなっていうふうに前々から思っていましたんで、その点について今後また検討いただければなと思います。

委員長 そしたら今回の9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について、町長の提案説明は省略してもかまわないと。それ以降の話はまた別の機会でも審議していきたいと思っておりますので。

ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 木澤委員おっしゃっていただきましたように、私も局長おっしゃった3点に関しては賛成でございます。また、テレビのニュースでも言っておりましたが、マスクをつけるということと、それと換気、これは絶対に必要であるということがございましたので、その点よろしく願いいたします。

委員長 はい。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ただ今事務局長が説明していただきました、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については6月議会と同様の対応とする。

ただし、一般質問についてはもう規制を設けない、ということよろしいですか。あの時には職員の負担軽減という形でとった処置だと思っておりますの

で、それについてはもうその当時の職務負担はなくなっていると思いますんでね、そのことについては、一般質問については規制を省くと、それ以外は6月議会と同様にするというので。

(「規制じゃない」との声あり)

委員長 規制、お願い。

(「自粛要請はないという話です」との声あり)

委員長 ですね。また本会議における町長の提出議案説明朗読についても6月議会と同様に一部省略とする、決算審査特別委員会についても、冒頭及び表決時の出席理事者は最小限とするということにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

以上で、(1) 令和2年第3回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに1件の陳情書をお受けしております。これらの取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、提出を受けました要望書につきまして、経緯を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、でございます。8月11日に奈良県町村議会議長会から郵送されたものでございます。内容といたしましては、地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を提

出されたいというものでございます。

なお、この文書につきましては、添付の文書にもありますように、全国町村議会議長会から奈良県町村議会議長会に管内の各町村議会に意見書の議決についての通知と、議決された意見書のとりまとめを依頼されたものであることを申し添えます。以上です。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、目を通していただく時間を確保するため9時30分まで休憩いたします。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、この要望書等の取り扱いについて、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 必要な対応だと思いますので、委員会付託していくことでいいと思いますが、財政のことと書いてますので、そうすると総務常任委員会が所管になるかなと思いますので、総務常任委員会に付託でいいかなと思います。

委員長 ほか、委員の皆さんどうですか。ただ今のご意見でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につきましては、委員会付託とし、その付託先は総務常任委員会ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、総務常任委員会に付託するという事で確認させていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加いたします。

以上で、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

次に(3) 第5次斑鳩町総合計画の議決方法等についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、第5次斑鳩町総合計画の議決方法等についてでございます。

資料2をお願いいたします。委員のみなさまもご存じのとおり、現在、町においては第5次斑鳩町総合計画の策定作業をすすめられており、その経過を総務常任委員会において報告されております。

斑鳩町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成され、現在の第4次斑鳩町総合計画の計画期間は、平成23年度から令和2年度の10年間です。この議決についてですが、平成22年、前回の第4次総合計画改定にかかる議決経過を調べますと、11月19日に総務常任委員会で報告、11月24日に全員協議会で協議されたのち、11月30日の議会運営委員会で、「斑鳩町総合計画基本構想の改定について」を委員会付託せず、初日即決とする確認をされ、12月6日の議会初日に、当該議案を上程、初日即決されております。ただし、平成23年に地方自治法が改正され、10年前とは今回は事情が異なっております。資料2に記載しておりますように、改正前の地方自治法では、市町村は議会の議決を経て、基本構想を定めることが義務付けられておりました。しかし、第4次斑鳩町総合計画策定後の地方自治法の改正で市町村の基本構想に関する規定を削除され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられました。これを受けて、斑鳩町議会では、平成23年に斑鳩町「議会の議決すべき事件に関する条例」を改正し、「基本構想の策定、変更又は廃止に関する事」を議会の議決すべき事件に追加されております。町においては、「議会の議決すべき事件に関する条例」にもとづき、今年12月に「斑鳩町総合計画基本構想の改定について」を上程される予定と聞いておりますが、この議案について、10年前と同様の議事運営とするか、他の議案と同様に委員会付託を行うかなど、今後の議会運営について、ご相談させて

いただきたく、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以上でございます。

委員長　　ただいま、事務局より説明がありました。12月議会に上程される予定の「斑鳩町総合計画基本構想の改定について」、10年前と同様の議事運営とするか、他の議案と同様に委員会付託を行うかなど、委員皆さまのご意見をお受けいたします。　木澤委員。

木澤委員　　当初ですね、議会の議決を必要としようと言ったのは、やはり町にとっても非常に重要な計画であることから、きちっと議会で審議できるようにという思いもあって、私も当時そういう判断させていただいたんですけども、前回の形でいくと、全員協議会で説明を受けて、そこで質疑なんかもしましたけども、その後初日に即決という形でしたけど、やはり議会の開会中にきちっと一般質問等でも質問ができるような形式にして、委員会付託も行った後に議決をするという流れを経るのが、やはり大切な議案ですんで、そういう形で進めていくべきじゃないかなというふうに私は思います。

委員長　　一般の提出案件と同様のことをやっていくという感じですね。
ほか、委員皆さんどうですか。　齋藤委員。

齋藤委員　　木澤委員と同じように、付託してきちっと、10年間の計画ですので、議論すべきだと思います。

委員長　　ほかにごいませんか。
ただ今の意見に集約されるということによろしいですか。

(異議なし)

委員長　　それでは、「斑鳩町総合計画基本構想の改定について」は、委員会付託をするということで決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
佐谷議会事務局長。

議会事務局長 すみません、確認させていただきたいんですけれども、通常の議案と同じように、委員会付託を行うということで、今回は全員協議会を行わないという確認でよろしいでしょうか。

委員長 これ提出案件と同じ、同等に扱うということなんで、全員協議会を行わないということでもよろしいですね。

(異議なし)

委員長 そしたら全員協議会を経ずして、委員会付託をするということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
以上で、(3)第5次斑鳩町総合計画の議決方法等についてを終わります。
総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れ様でした。
暫時休憩いたします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時38分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、(4)今年度の検討事項について、①公の場ではない場での意思決定についての報告書の運用指針について、を議題といたします。
皆さまのご意見をお受けいたします前に、現在の運用指針について、事務局より説明のほうをお願いいたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 事務局で、公の場ではない場での意思決定についての報告書を作成する場

局長 合ですけれども、以前につきましては、各議員さん、関係のある議員さんがいらっしゃいましたら、こんな形でどうですかという形でお聞きしておりましたけれども、その後そういった報告書をつくっている実績はございませんが、事務局といたしましては、その時に公文書とさせていただきますが、この内容でよろしいですかということを確認させていただこうと考えております。以上でございます。

委員長 それでは、皆さんのご意見をお受けしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 以前に総務部長に確認させていただきましたけど、町長部局、もしくは教育委員会では、町として指針をもって運用してるということですが、議会がそれに当てはまらないということで、そういうことから議会として指針をもってはどうかと提案させていただいたんですけども。そもそも公文書として保存していただけてますけども、作成の必要性とか、その辺のところですね、局長が必要だと思う部分について作成していただけてますけども、その点について運用していくにあたってですね、まず局長から必要性というんですかね、その辺についての見解をお聞きしたいんですけども。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ただ今、木澤委員さんから町が指針をもってるということでご発言いただきましたけれども、町が持っている指針は「意思決定過程を含む公文書の策定指針」ということをございまして、これまで町長のところや上司のところに、何かこのもの、この規則なり、あとは事業なりをやろうと思っている、やめようと思っている、変えようと思っている、それを相談しに行ったときに、それがなったときには、決裁という形で形が残りますけれども、決裁という形まで至らなかったとき、それまでの段階で、これはしなくていいなどという指示が出た場合でございまして、あとはそれを説明したということを残すという指針が、これまでございませんでした。ですので、それを残すために説明資料をもっていきまして、その説明資料が、これは例なんですけれども、説明資料の下のほうにですね、何月何日に町長、例えば上司に説明し、

どれどれといった指示を得たという形をメモ書きで残して、それを公文書として残すようにという形の指針が出ました。前回、議会運営委員会で総務部長が、議会はそれには当たりませんと言ってはったのは、この指針でございます。ただ、私が前回、木澤議員さんが関わらはった「打合せ」と私が誤解いたしましたお話し合いについて報告書を残したものといたしますのは、それは回覧をして公文書にはしておりますけれども、特にそれに町が指針を持っているものではございません。ですので議会事務局としても特に指針は必要ないと考えております、以上です。

木澤委員 指針は必要ないという認識だということでお聞きしましたけど、つくっている報告書についてはそうするとどういう形でつくってはるんですかね。目的というのか。

議会事務局 報告書をつくるときには、後々になって、なぜこのような形になったのかということが次の人にもわかるように、また課のメンバーにもわかるようにという形でそのような報告書をつくるのが大きい理由でございます。例えばほかの課で言いましたら、他の団体との話を誰か1人のメンバーが行ってしてきた。どういう話し合いをしてきて、自分はどう言って、相手さんはどう言わはったのかということを残していかないと、次に来た人がなぜその話になるのかということがわからないので、ですので報告書を残していっています。これについては指針があってやっているものではなく、社会の中の、後になってからなぜそういうことになったのか、わかりやすいようにしているものなんですけれども。前回、議長と木澤委員長が、それは私のほうから見たら、議長と委員長が話されていたと思って、報告書に残しましたけれども、後になってそれはただの雑談やったとおっしゃったので、私のほうが、それは委員長にも議長にも確認させていただきましたけれども、「公文書」として残すということを言わなかったのが大きな原因であると思いますので、これが公文書であるということを今後は、もし残すことがありましたら、必ず議員さんには確認してから残しておこうと思っております。以上です。

委員長 横田委員。

横田委員　この公の場ではないっていうのは、要は議会とか委員会とかそういう場ではないときの云々という話ですね、意思決定ですね。そういう意思決定ってどんなものがあるんですか。公の場ではないところの意思決定って。

委員長　私思うのには、これについてちょっと調べてくれとか、議長と話して、これについてこういうふうな考えやけども、これちょっと議長会に聞いてくれ、そういうふうな感じだと私は思っているんですけども。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長　付け加えますと、あと例えば議長が広域圏や生駒郡の議長会に行かれまして、議会のなかで話題になっていることを話をされてですね、その時にほかの議長さんがどう言わはったかというようなことの顛末なども残しております。以上でございます。

委員長　暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時54分 再開)

委員長　再開いたします。 木澤委員。

木澤委員　今、いろいろと局長に質問させていただきましたけども、後々やっぱりどういう経過があったかというのをわかるように記録しているという点もありましたが、それについてはあえて別に公文書として残す必要はないのかなと、後々の議員なり担当者の方が分かればよいということなので、個人的な覚え書きということであれば、公文書の必要はないのかなと。前回の件も報告いただいて、局長でその後議員に確認して残していくようにしているというふうにおっしゃっていただきましたけども、そもそもわれわれ議員というのは、委員会なり、本会議なり、議事録の残る、全協もそうですけども、残る場での発言と、やはりそれ以外でのプライベートな部分での発言というの

は、ちょっと構えも違いますし、逆に他の人に、言い方悪いですけど、聞かれると不都合なところも出てくると思いますので、そういうものを公文書として残すのは問題があるかなと思いますので、そこについてはもう公文書としないということで、今後は取り扱いを、今とは変えていただくという形でいいのかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 今、木澤委員さんから、公の場でない場での意思決定、また話ですね、そういうことについては、公文書として残す必要はないということで、ご意見が出ましたが、皆さんどうですか。

そのようなお考え、皆さんお考えを持っておられるということで、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、①公の場ではない場での意思決定についての報告書の運用指針、運用指針いうのは別につくらなくて、報告書は担当者の備忘録という考えでもって、議会は周知していくということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 それではそのようにさせていただきます、ということで終わります。

次に、②斑鳩町政治倫理条例の見直し検討について、資料として事前に「斑鳩町政治倫理条例」をお配りさせていただいておりますが、委員皆さまのご意見をお受けいたします。

特に第4条ということでしたけれども、第4条以外でも何かここら辺どうやろということ、ご質問等があれば、お受けしたいと思います。 横田委員。

横田委員 第4条のところ、今まで辞退をされたようなケースはあるんでしょうか。

委員長 私自身は聞いたことがないです。

横田委員 たとえば、入札参加資格ってあるじゃないですか、ここにはこの辺の条項入ってなくて、要は暴力団がだめですよとか、ぐらいしか入ってないですよ。結局入札はできるんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 第4条の関係のところですけども、倫理としても定められておりますけれども、こちら地方自治法でも議員さん本人は町の仕事を請け負えないという条項がございますので、そういったこともありまして、そこの法律でストップがかかっている部分もございますので申し添えます。以上です。

委員長 伴委員。

伴委員 これ委員長、事前配布していただきまして、こないだ私の言い方も4条と区切ってしまったこともあり、非常に配布していただいたことに対してありがたいなと思ってるんですが、これ私思いますねんけど、この条例、目を通していただくだけでなく、正直、これに付随して、奈良県内の、また奈良県以外でも、政治倫理条例を定めているところ、定めてないところ、また役員排除の条項、また出資率、年報酬等、そのあたりの資料をまた付けていただくような形をして議論すればどうかなと思うんですが、そのあたりちょっとまた諮っていただければと思います。

委員長 ただいま、伴委員から、斑鳩町の条例だけやなしに、他市町村の条例案も調べてみて、それから後に検討してみてもどうかというご意見賜りましたが、どうですか。事務局で調査していただきましょうか。そしてまた、次回以降に提出していただくという形。ひょっとして委員会開催時やなしに、事

前にレターケースに入れさせてもらうということもありますねんけれども、そういう形を取らせていただくということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

そしたら事務局のほう、面倒やけどよろしくお願ひいたします。

そして、先ほど横田委員さんから、ご質問ありましたけれども、町議会議員で町から請け負いをして、議員辞職された方が僕の記憶では1名いらっしゃいます。結局、町からの請負をしたがために、議員でおられなくなったということですね。

そしたら、②政治倫理条例については、資料を広く、今後するというところで、調べる、調査するというところで終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

議長から、ございませんか。

(な し)

委員長

事務局から、何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局
局長

事務局より1点、ご報告いたします。

過日、議会事務局が決算監査を受けました際、代表監査委員より、会議の記録はその日に配布された資料も含めて一式を袋とじしておくことが本来であるとの指摘を受けました。これまでは、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会の記録は紐綴じのみで保存してまいりましたが、監査委員のご指摘を受け、今年から委員会等の記録は、袋とじした形で保存をすることとしましたので、ご報告いたします。以上です。

委員長 　ただ今、事務局から報告がありましたことについて何かご意見等はございますか。

（ な し ）

委員長 　それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

　以上をもちまして、本日予定しておりました案件については、全て終了いたしました。

　なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

（ 午前10時02分 閉会 ）